

議案第20号

城陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正について

城陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求めらる。

令和6年2月22日提出

(2024年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

城陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（令和元年城陽市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(保育料の額)</p> <p>第3条 次に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る保育料の額は、零とする。</p> <p>(1) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</p> <p>(2) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。次項において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。）</p> <p>2 <u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。以下「満3歳未満保育認定子ども」という。）1人当たりの月ごとの保育料の額は、別表の左欄に掲げる各月初日の満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分に応じ、同表の右欄に掲げる保育料の額とする。</p>	<p>(保育料の額)</p> <p>第3条 次に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る保育料の額は、零とする。</p> <p>(1) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</p> <p>(2) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。次項において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。）</p> <p>2 <u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。以下「満3歳未満保育認定子ども」という。）1人当たりの月ごとの保育料の額は、別表の左欄に掲げる各月初日の満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分に応じ、同表の右欄に掲げる保育料の額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（令和元年城陽市条例第12号）について所要の改正を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

（分担金等に関する規制及び罰則）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2・3

略